

嘉手納エアロクラブ所属のセスナ機墜落事故に関する意見書

10月24日午後6時35分頃、米空軍嘉手納基地の飛行愛好家でつくる「嘉手納エアロクラブ」のセスナ機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落する事故が発生した。

セスナ機の墜落現場近くには小学校や住宅等もあり、また、国道58号にも近いことから一步間違えば住民をも巻き込む大惨事に繋がる事故であり、県民や周辺住民へ大きな不安と恐怖を与えた。

嘉手納エアロクラブの所属機は平成11年にも嘉手納弾薬庫内に不時着事故を起こしており、本市議会では事故当時「今後、エアロクラブ所属の軽飛行訓練は住民地域上空では行わないこと」と強く抗議した経緯もあり、今回の墜落事故についても到底看過できるものではない。

また、報道によると今回の墜落事故で県警が事故機の差押えを要請したが米軍に拒否されるなど、民間地域における米軍側の対応に不審を抱くものである。

このような米軍に起因する事故が起こるたびに抗議行動等を展開し、再三再四にわたり「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたにもかかわらず、またしても墜落事故が起きたことは米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止に問題があると言わざるを得ない。

よって沖縄市議会は、市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から嘉手納エアロクラブ所属のセスナ機の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること。
2. 嘉手納エアロクラブの所属機の住民地域上空での飛行を禁止すること。
3. 住民へ与えた損害については誠意をもって対応すること。
4. 日米地位協定の抜本的な改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年11月4日
沖縄市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長